

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う、保育料の変更のお知らせ

平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度では、保育料の算定方法等が変更となります。認可保育園、認定こども園（長時間）、地域型保育事業[小規模保育事業（板橋スマート保育）・家庭福祉員]の保育料についてお知らせします。

●区民税の所得割額から保育料を計算します。

これまで世帯の所得税額で決定していましたが、平成27年4月からは世帯の区民税の所得割額を基礎にして決定します。そのため、収入が前年と変わらない場合でも、階層が変わることがあります（平成27年3月31日に在園し、引き続き同じ種類の施設に通う世帯で階層が上がる場合は、軽減措置を行います。裏面をご覧ください。）。

～区民税の所得割額～

①サラリーマンなどお勤めの方

「給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」にある特別区民税の④税額控除前所得割額から調整控除額を引いた金額となります。

※調整控除額は「給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」裏面にある計算方法をご確認ください。

②自営業などの方

「特別区民税・都民税課税明細」にある特別区民税の算出税額から調整控除額を引いた金額となります。

●保育の必要量の認定に応じて2区分(保育標準時間、保育短時間)の保育料になります。

保育標準時間認定（1日最長11時間まで）と保育短時間認定（1日最長8時間まで）が設定されます。保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料の98.3%になります。

●保育料の決定を年に2回行います。

毎年、4月分～8月分は、前年度の区民税で保育料を算定します。

9月分～3月分は、その年度の区民税で保育料を算定します。

4月は年齢が変わることによる決定、9月は税の年度が変わることによる決定です。

（例）平成27年4月分～8月分 ⇒ 平成26年度の区民税所得割額

平成27年9月分～平成28年3月分 ⇒ 平成27年度の区民税所得割額

●多子世帯の保育料を軽減します。

認可保育園、認定こども園（長時間）、地域型保育事業、幼稚園に入園しているお子さんのうち、2番目のお子さんは「第2子」の保育料に、3番目以降のお子さんの保育料は無料になります。

●保育短時間認定を受けたお子さんは、「開所時間内延長保育料」の適用になります。

保育短時間認定を受けたお子さんは、各保育を実施する事業者の定める保育短時間の保育時間を超えて保育園等を利用する場合、「開所時間内延長保育料」が発生します。

～区立保育園の場合～

開所時間 7:15～18:15	保育短時間の保育時間 8:45～16:45	料金 1時間400円（スポット利用のみ）
-----------------	-----------------------	----------------------

私立保育園、認定こども園、地域型保育事業の開所時間内延長保育料は各園での設定となりますので、直接施設にご確認ください。

延長保育実施園で開所時間を超えて保育園等を利用する場合、別に延長保育料も発生します。

保育料についての問い合わせ

板橋区子ども家庭部保育サービス課入園事務係（区役所南館3階③番窓口）

Tel 03-3579-2452

平成27年3月31日に在園している世帯の保育料の軽減措置について

平成27年3月31日に在園し、4月1日から引き続き同じ種類の施設に通う児童に対して軽減措置を行います。

施設の種類のほか、①認可保育園、②認定こども園（長時間）、③家庭福祉員・ベビールーム、④小規模保育事業（板橋スマート保育）の4つです。

新保育料表で4月からの保育料を算定したときに、認可保育園の場合は階層が高くなってしまう場合、それ以外は保育料額が高くなってしまう場合、平成27年度・平成28年度の2年間は上る前の階層または保育料相当額に自動的に減額します。減額の申請は必要ありません。

<対象となる例>

H27.3
【保育園】 ⇒ 【保育園】

H27.3
【家庭福祉員】 ⇒ 【家庭福祉員】

※認定こども園、小規模保育事業（板橋スマート保育）も同様です。

<対象とならない例>

H27.3
【家庭福祉員】 ⇒ 【保育園】
又は
【小規模保育】

H27.3
【小規模保育】 ⇒ 【保育園】
又は
【家庭福祉員】

※5月以降に別の種類の施設に転園したときも対象外になります。

※上のお子さんが軽減措置の対象となる間、同じ種類の施設に新規に通う下のお子さんについても軽減措置の対象となりますが、上のお子さんが対象外になったときは下のお子さんも対象外となります。

保育料減額制度について

家庭の経済的な事情等により保育料の支払いが困難になったときには、申請することにより保育料が減額される場合があります。

<申込み方法>

減額申請書は、保育サービス課、赤塚・志村福祉事務所、認可保育園にあります。区のホームページからダウンロードもできます。必要書類は条件により異なります。各園に掲示している「保育料減額制度のご案内」や、区のホームページ（<http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>）をご覧ください。

<適用期間>

○減額は、申請した月の翌月からの適用になります。

○平成27年4月のみ、4月10日（必着）までの申請を4月分の保育料から適用します。

○扶養親族が増えた場合や高額な医療費を支払った場合等は、控除があったものとみなして保育料を再計算します。税の年度が9月で変わることから、1月～8月に申請したときは9月分～翌年8月分の保育料が適用期間になります（再計算後、減額に該当しないことがあります。）。

<保育料減額例及び必要書類> ※一部抜粋

○家族（同一世帯内）に障害者手帳を持っている者がいます。

⇒ 減額申請書と障害者手帳のコピーをご提出ください（※等級によって減額にならない場合もあります。）。

○家族（同一世帯内）に特殊疾病患者（特殊疾病の医療券を所有している者）がいます。

⇒ 減額申請書と特殊疾病の医療券のコピーを提出してください。

○平成26年1月～12月の間に子どもが生まれました。

⇒ 減額申請書を提出してください。再計算をして該当するときは、平成27年4月分～8月分の保育料に適用します（1月以降に生まれた場合は、平成27年9月分～平成28年8月分の保育料に適用します。出産後に提出してください。）。

※保育料減額制度による減額は、新保育料表で算定した本来の保育料からの減額となります。そのため、軽減措置で減額となる世帯は、2つの減額を比較して有利になる方の減額のみ適用になります。

【提出先】 〒173-8501 板橋2-66-1(※郵送可) 板橋区役所保育サービス課入園事務係 TEL3579-2452